

資料番号	3
------	---

令和4年2月14日
課名 教育委員会事務局
秘書広報室
担当者 室長 糸崎
内線 4934

広島県教育委員会会議録

令和3年12月22日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和3年12月22日（水）

9：30開会

11：06閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	濱	本	清	孝
管理部長	小	川	元	史
学びの変革推進部長	富	永	六	郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津	島	伊	保
参	重	森	栄	理
与	榊	原	恒	雄
理事	江	原		透
総務課長	糸	崎	誠	二
秘書広報室長	大	島		裕
教職員課長	杉	本	真	一
学校経営戦略推進課長	矢	原	豊	祥
義務教育指導課長	竹	志	幸	洋
高校教育指導課長	玉	木	昌	裕
特別支援教育課長				

教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第2号議案	令和5年度広島県立高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について	1
日程第3	報 第1号	令和3年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	5
日程第4	報告・協議1	令和4年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について	8
日程第5	第1号議案	教職員人事について	9

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、近藤委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますがいかがいたしましょうか。
細川委員： 第1号議案は、個別の人事に関する案件でありますから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。
平川教育長： ほかに御意見はございませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第1号議案を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 令和5年度広島県立高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について

平川教育長： それでは、第2号議案、令和5年度広島県立高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。
竹志高校教育指導課長： 第2号議案、令和5年度広島県立高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について御説明いたします。
現在、中学校第2学年の生徒が受検することとなる令和5年度入学者選抜から新たな制度に変更することに伴い、基本方針についてもこれまでと大きく変更することとしております。
初めに、令和5年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針について御説明いたします。
現行の入学者選抜におきましては、選抜（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）と3回の選抜を実施しておりますが、入学者選抜の期間を短縮することにより、授業時間を確保し、各学校の教育の充実を図るため、推薦入試に当たる選抜（Ⅰ）を廃止し、選抜の回数を2回とし、名称を一次選抜、二次選抜としております。
1ページの1-1、一次選抜（併設型高等学校を除く。）を御覧ください。
（1）選抜の方法でございますが、アからエの四つの方法により実施いたします。
ア、一般学力検査につきましては、従前の内容から変更はございません。
続いて、イ、調査書につきましては、第3学年における学習の到達度をより重視する観点から、調査書の第3学年の評点を3倍にすることとしております。
続いて、ウ、自己表現につきましては、本県が15歳の生徒に身に付けてもらいたい力として設定しております自己を認識する力、自分の人生を選択する力、表現する力の三つの力を見るために、今回新たに実施するものでございます。この自己表現では、受検生自身が自己を表現するための自己表現カードを事前に作成し、このカードを活用して、受検生個々に面談形式で行います。
続いて、2ページを御覧ください。エ、学校独自検査について御説明いたします。前

述のアからウの方法に加え、各高等学校等の特色に応じ、お示ししている（ア）及び（イ）の方法を実施するものでございます。なお、学校独自検査を実施するかどうかは、高等学校長が決定することとしております。

次に、（２）合格者の決定につきましては、一般枠による選抜に加え、特色枠による選抜により合格者を決定することができることとしております。この二つの違いでございますが、一般枠による選抜においては、一般学力検査、調査書、自己表現の配点の比重を6対2対2とするのに対し、特色枠による選抜においては、校長がその配点の比重を定めることができることとしております。

なお、特色枠による選抜を実施する場合、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定することとし、実施の有無につきましては、校長が決定することとしております。

続いて、1-2、一次選抜（併設型高等学校）を御覧ください。

（１）選抜の方法、ア、学力検査でございますが、併設型高等学校におきましては、国語、数学、外国語（英語）の3教科において、自校が作成した学力検査を実施することとしております。また、社会及び理科の一般学力検査を加えて実施することができることとしております。

その他の点につきましては、先ほど説明いたしました、1、一次選抜（併設型高等学校を除く。）と同様でございます。

続いて、3ページ、2、二次選抜について御説明いたします。この二次選抜は二次募集に当たるものでございます。二次選抜では、調査書及び自己表現の結果、学校独自検査を実施した学科・コースにあつては、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して合格者を決定いたします。

最後に、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜等につきましては、4ページから5ページにお示ししておりますので、御覧ください。

それでは、次に、令和5年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について御説明いたします。

6ページを御覧ください。特別支援学校高等部の入学者選抜におきましては、高等学校に準じて、令和5年度入学者選抜からその内容を変更しております。

まず、特別支援学校高等部における募集については、現行と同様、一次募集と二次募集の2回行います。

続いて、一次募集の選抜の方法、合格者の決定につきましては、6ページから9ページにかけて、学科やコースごとにお示ししております。なお、普通科におきましては、障害種のうち知的障害が、他の障害種と選抜の方法や合格者の決定の内容が大きく異なるため、項目を別立ててお示しをしているところでございます。

選抜の方法につきましては、現行からの大きな変更が2点ございます。

まず1点目は、調査書の取扱いを高等学校に準じて定めたことでございます。なお、指導要録上、各教科の評価が文章記述である生徒の内、職業コースを含む知的障害の志願者については、合格者の決定において、調査書の内容は使用しないこととしております。

続いて、変更点の二つ目でございます。高等学校と同様に、自己表現を実施することでございます。なお、この自己表現につきましては、原則、全ての志願者において実施いたしますが、職業コースを除く知的障害普通科の志願者につきましては、7ページの（２）イ、自己表現、（ア）に記載しておりますとおり、自己表現カードを活用せず実施することとしております。また、同じく（ウ）に記載しておりますとおり、実施の主たる目的を受検者の実態把握としていることから、合格者の決定に当たり、自己表現は使用いたしません。

最後に、9ページを御覧ください。第2、二次募集、2、選抜の方法につきましては、一次募集で実施する選抜方法のうち、学力検査を除いた方法により選抜を実施することとしております。

その他、高等学校の基本方針の表記に揃えるなど、細かな文言修正を行っているところでございます。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

菅田委員： 4ページの学校独自検査なのですけれども、何校ぐらいがこういう学校独自検査を実施する見込みなのでしょうか。

- 竹志高校教育指導課長： 現在、新しい制度で入試をどうするかということをお学校のほうで作っていただいているところだ。3月末に、入学者選抜実施内容シートというものを作ろうとしておりますので、現時点ではどれぐらいということが把握できていない状況にあります。
- しかし、お学校の特色を生かした入試をしていきたいということで進めておりますので、かなり多くのお学校がいろいろと工夫をしてくるのではないかと考えております。
- 菅田委員： それと、お学校独自のほうほうについて、それをチェックする予定はあるのですか。
- 竹志高校教育指導課長： 最終的にお学校が受検者や保護者に説明ができる入試にしていけないと思っておりますので、私たちが見ても、これは本当に適当なのかと感ずるものについては、お学校としっかりと協議をしながら適切な説明ができる、そして、お学校の特色を生かした入試になるように指導、支援をしてまいりたいと考えております。
- 中村委員： まず1点確認ですが、4ページの二次選抜の自己表現というのは、これは一次選抜でも自己表現をやっていると思うのですが、二次選抜でも改めてもう一回、カードを書いてもらって自己表現をやるといって合っていますでしょうか。
- 竹志高校教育指導課長： 今おっしゃっていただいたとおり、二次選抜においても、また改めて生徒に自己表現カードを作っていただき、実施するということを考えております。
- 中村委員： 分かりました。
- この基本方針に書いてあること自体は、既に方針が大体決まっていることを文章にしていると思っておりますので、内容については特に申し上げることは私としてはありません。ただ、気になるのは、この方針に沿って実際にやる入試の実務、例えば自己表現の評価をどういうふうにするのかとか、もう既に準備をいただいていると思っておりますけれども、その辺りが適正に実施されるように引き続き準備をしていただきたいと思います。それとともに、今回の入試改革の肝は、生徒たちに中3の時点で自己を認識する力、自分の人生を選択する力、表現する力を身に付けておいてもらって、それを検査するということだと思っておりますが、各お学校、選択してもらうということになりますけれども、やはり各お学校の教育目標やアドミッションポリシーが、それぞれしっかりあることがこの制度の前提だと思っておりますので、その辺りもよろしくお願ひしたいと思っております。
- 竹志高校教育指導課長： まず1点目の自己表現のところでございますけれども、周知を図るために、例年であれば県が実施要項を定めて、それをお学校に周知するのが大体10月ですが、もう4月、5月の段階で第1回目をして、そのときに入試改革の大きな方向性ももう一回周知もしますけれども、具体的に大きく変更したところについては詳しく御説明をさせていただきます。特に自己表現については、それを担当するお学校の代表も出ていただいて、実際に研修もしたいと考えているところでございます。
- それともう1点、一番肝心なお学校のスクールポリシーやミッションをしっかり踏まえた上で入試をしていただくことになりますので、これについては、今の学びの変革の第3期の取組の中で各お学校・学科の特色を生かしたということで、今年も1年かけて合計7回、お学校の在り方やモットー、スクールミッションを作るような研修をして、ある程度固まってきておりますので、それに基づいてこの入試も展開できればと考えておりますので、そういう支援もしっかりしていきたいと思っております。
- 杉本お学校経営戦略推進課長： 今回の件、お学校の特色についてですけれども、これまでばらばらに各お学校でお学校経営計画を作っておりましたけれども、昨年度、何をやるかということをお明確に打ち出しているということでお学校経営計画の様式を作り直しました。今年度もそれで1年スタートし、これも、この入試の先ほどありましたシートに盛り込む予定にしておりますので、併せてこういってことも周知をしていきたいと思っております。
- 細川委員： 御説明ありがとうございます。いよいよあと1年後、大規模な改革で、より良い選抜制度になると思っておりますので、この新しい選抜制度がまずもって生徒、保護者、それからお中学校も高校もですけれどもお学校に、本当にしっかりと理解をしていただき、間違えて理解されないようにしないといけないと思っております。以前の3段階のときでも、お学校と保護者との認識が少しずれており、選抜を受けられなかったということも実際ありますので、その辺りのところが改めてどの程度、その三者に理解をされているのかということと、もう一つ、自己表現のところでお高等学校長が2、3人の範囲内で検査官の人数を定めることになっておりますが、その辺りが、志願者も大変多いお学校になりますと時間が掛かりますし、選抜ですから受検生個々にどのように公平性や透明性とか担保されるのかということをお教えていただきたいと思います。
- 竹志高校教育指導課長： まず、1点目の教員の周知でございますけれども、これにつきましては、これまで各市町の教育委員会教育長をはじめ、県立お学校長会議等でも周知を図ってまいりました。

ただ、今の校長先生だけということではなく、学校の中でどう伝えていくかということも、ここを丁寧にしていきたいと思っているところがございます。

それと、今後の取組の中になりますけれども、先ほどもありました入試の説明会の第1回を5月から6月ぐらい、第2回を10月にということがあります。それに加えて、各学校がオープンスクールを大体7月から8月にかけてやります。多い学校は、秋にももう一回説明会をすることがありますので、そういったところでもしっかりと正しく伝えるようにしていただくように、こちらの方も支援をしていきたいと思っております。

続いて、自己表現の公平性についてです。今の基本方針では、2人ないし3人で受検生を見ることになっておりますが、これについては学校の規模や受検者の数で、本当に3人で丁寧にみるができる学校もあれば、回す上で2人しか回せないということもあるということで、こういうような状況にしていると思えます。

しかし、公平性の確保の必要がありますので、評価の規準については県から示しており、この観点はこの学校もまず見ますということはお示しすることになります。その次に、各学校でどのレベルまでのものを何点にするのかということもしっかりルールを作っていただきますので、その辺りのところにつきましては、公平性が損なわれるということはない形で実施できると考えているところがございます。

榑 原 理 事： 従来、今年度入試もそうですけれども、選抜（I）という推薦入試の中で面接をやったりしていますが、その際に各高等学校は複数で子供たちを見て評価しているという状況あります。それが生かされると私は思っております。

ちなみに、広島中高では大体1,000人ぐらい見ているときがあります。このときも複数でそれをこなすと、そのためには不安がないように先ほど出ていますけれども、学校内での評価の仕方を統一することが大事だと思っております。

杉本学校経営戦略推進課長： 少し補足をさせていただきます。

先ほどの理解がどの程度ということですが、制度を決定して以降、管理職中心にずっと説明会などをやってきたわけですが、それだけではまだ不十分ということで、11月24日に私立とか国立も含めた中学校にオンラインで説明会をしました。やってみると、やはり質問がすごく出まして、改めて細かいところは整理が必要だということも出てきておりますので、これがしっかりと伝わるように引き続きやっていきたいと思えます。

志々田委員： 二つ、一つは、現在、高等学校の方で計画を見直してスクールミッションなどをきちんと分かりやすいように表現しましょうということを進めておられるとお聞きしました。それ自体がもう教育政策上求められていることなので、大事なことだとは思いますが、一方で、学校がそれぞれ考えたものが県全体としてどういうバランスになっているか、本当に重複がないのかというようなことですね。あの学校はたくさん人が来る、こちらは人が来ないみたいな、入試の倍率が人気を測るバロメーターのように使われてしまうことはとても残念なことだと思います。ですので、やはり今、多くの子供たちが応募してくる高校であったとしても、その高校がその地域にとってふさわしく、また求められているものなのかどうかということが、大きく県全体のバランスを見ないときちゃんと評価できないことだと思うので、是非とも出揃ったら冊子にして見せていただくと、本当に広島県の県立高校の強みと弱み、それから今後の課題や戦略といったことが見えてくるのかなど。先生方も、どうしても自分の高校ばかりを見て、自分の高校の魅力をと言っているうちにどんどん中に入ってしまって、相対的に自分たちの高校がどうあるべきなのかということを見落としてしまう可能性も十分にあると思うので、是非その辺りをこの入試の資料として出来上がったときに見せていただければなと思っています。また、それが学校や教育機関、地域の方たちにとっても納得いくものなのかどうかということもきちんと確認して、高校側は出してきてほしいなと思っております。

もう一つは、特別支援学校の入試になるのですが、やはり自己表現というのは入っていて、これは高等学校でも特別支援学校でも、県立学校に在籍してくれる子供たちは同じ入試を受けるということは機会としてとても大事なことだと思うのですが、やはり理解がうまくできないお子さんたちもたくさんいるわけですので、この自己表現というのを特別支援の知的障害のあるお子さんたちに正しく理解してもらって、前向きに受け取ってもらえるのかという説明をどのようにされているのか教えていただければと思います。

杉本学校経営戦略推進課長： 御意見ありがとうございます。一覧表にして、また改めて情報交換できればと思います。入試をやり替えるといったときに各校長先生方も集めて、やはり分かりやすいもの

にしていこうと。この学校といえこれですよねというふうになっていかないと意味がありませんので、総括指導主事、各学校の校長、管理職を指導して回る立場の元校長先生がおりますので、こういったところもしっかり中身を見ながら、校長とすり合わせをしながらやってきておりますので、しっかり作り込んでいきたいと思ひます。

玉木特別支援教育課長： 知的障害のある場合にどのように自己表現を説明するかということであったかと思ひますが、自己表現については、知的障害があつても自分を認識したり、それから人生を選択したり表現したりする力は付けていただきたいと考えています。それを中学校あるいは中学部段階からもずっと積み上げていただきたいということがあつて、この入学者選抜でも実施したいと考えています。

どういふ言葉でそれを説明するかは、その子その子で違ふかもしれませんが、特別支援学校の校長に説明しているときには、例えばですけれども、あなたの得意なことは何ですかというような質問をして表現してもらつたような、少しくだけた言葉で問ひかけたらどうかというようなことは話をしているところです。

志々田委員： 質問に答えていただいて、両方ともとても納得いたしました。

確かにお子さんにとっては障害の程度によって理解の仕方だとか分かりやすい言葉など違ふので、細かく学校の先生方がやってくださっているとは思ひます。ですけれども、少なくともやはり自己表現ですので、良いとか悪いとかではなくて、あなたのことが知りたい、あなたの表現できる力を見たいと子供たちに伝わらないと、それは自尊心というか、自分の価値がうまく理解できてないと、責められて、チェックされて、中まで見られて、いいこと言わないといけないというような、マイナスに受け取つてしまわないように、是非言葉を尽くして、今おっしゃっていただいたみたいに、あなたの良いところが見たいし、それをどれだけ表現できるかということを見ますという説明はとても良い説明だと納得をしました。よろしくお願ひします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願ひします。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よつて、本案は、原案どおり可決されました。

報 第 1 号 令和 3 年広島県議会 12 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

て

平川教育長： 続きまして、報第 1 号、令和 3 年広島県議会 12 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： 報第 1 号、令和 3 年広島県議会 12 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見につきまして御説明を申し上げます。

令和 3 年広島県議会 12 月定例会に提案されました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条により、知事から教育委員会に対しまして意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集する暇がないと認められましたことから、教育長に対する権限委任規則第 3 条第 1 項の規定によりまして、教育長が臨時に代理をし、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、御報告をして、承認をお願いするものでございます。

この度承認をお願いいたします議案につきましては、資料の中ほど、2 の臨時に代理した事項に記載しております 3 件でございます。

1 ページをお願いいたします。令和 3 年度教育委員会関係補正予算についてでございます。

まず、1の令和3年度一般会計補正予算の(1)の歳入についてでございます。表の補正額の欄の一番下、教育委員会計欄に記載してございますとおり、1億5,000万円余の減額となっております。現計予算額は380億2,500万円余となっております。

次に、(2)の歳出につきましては、表の補正額の欄の一番下、教育委員会計欄に記載してございますとおり、9億9,200万円余の減額となっております。現計予算額は1,589億5,200万円余となっております。

要求内容につきましては、下段の点線囲みに記載してございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行を中止等した県立学校におきまして、保護者の経済的な負担軽減のため、企画料相当額のキャンセル料を支援する経費といたしまして、3,100万円余の増額、県立学校における感染防止対策を実施するために必要となる消毒液等の保健衛生用品を追加整備する経費といたしまして、1,100万円余の増額、新型コロナウイルス感染症対策として前倒しで配備を進めている1人1台のデジタル機器の活用におきまして、障害により機器の入出力に困難を抱える児童生徒のための入出力支援装置等を整備する経費といたしまして、700万円余の増額、令和3年4月の公民較差等に基づく給与改定に伴う補正といたしまして、10億4,300万円余の減額につきまして計上したところでございます。

10ページをお願いいたします。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。この条例は、令和3年広島県人事委員会勧告などを考慮いたしまして、職員の期末手当の支給割合を改定するなど、必要な規定を整備するものでございます。

教育委員会に関係する内容といたしましては、1、職員の期末手当の支給割合を0.15月分減額改定、2、再任用職員及び会計年度任用職員の期末手当の支給割合を0.1月分減額改定、3、特別職の職員等の期末手当の支給割合を0.1月分減額改定することとしてございます。

施行期日といたしましては、公布の日からとしてございますけれども、会計年度任用職員の期末手当の改定につきましては、令和4年4月1日からとなっております。

24ページをお願いいたします。職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、職員が過失により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された場合に、情状を考慮して特に必要があると認められるときに失職させないことができる範囲を、公務遂行中の過失による交通事故以外の事故にも拡充するため、必要な改正を行うものとなっております。

教育委員会の関係課が確認をし、内容に問題がなく、同意することが適当であることから、教育長が臨時に代理をし、12月8日付けで同意する旨の回答をしております。

御承認のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 二つ、お願いします。

一つは、修学旅行のキャンセルということで心が痛いのですが、今年もどれぐらいの高校の子たちが行けなかったのかということと、キャンセル料が企画料相当ということですが、企画料というのが一体何なのか教えてください。

江原総務課長： まず、実施状況でございますけれども、10月末現在の状況であります。県立の高等学校につきましては実施済みが16、実施予定が79、中止が11、計画なしが6ということでございます。中学校は実施済みが1、実施予定が3、計画なしが1、特別支援学校につきましては、実施済みが5、実施予定が36、それから中止が28、計画なしが8という状況になってございます。この度の予算は、今後、学校にコロナの感染が非常に蔓延し、中止となった場合にはこういった費用を補助することになりますけれども、内容といたしましては、いわゆる旅行代金の添乗員等の経費を除いた、言わば純粋な旅行代金の3、4%程度が企画料ということで求められるということがありますので、負担軽減のためにそれを支援するという形になってございます。

志々田委員： 旅行業界もとても大変なので、その金額を払わなくていいとかもつたいないとか言っているわけではなくて、大体その3、4%が普通の旅行業界では当たり前の数字だということですね。

江原総務課長： はい。

志々田委員： 分かりました。ありがとうございます。

近藤委員： 職員の分限に関する手続の関係の条例なのですけれども、今回、従前が交通事故に限

っていたものを、公務執行中の過失による事故まで拡大されるということなのですから、従前は交通事故以外の公務執行中の事故については、特例がないという扱いをされてきたということなのではないでしょうか。

江原総務課長： はい、御指摘のとおりです。

近藤委員： そうなのですね、分かりました。

中村委員： 先ほどの志々田委員御指摘の点について少し確認なのですが、業界で通常ということではなくて、契約上決まっているキャンセル料がこれだということに合っていますか。

江原総務課長： いわゆる旅行代金につきましては、早い段階でキャンセルした場合につきましては、大半は免除されることになるわけですが、企画に係った部分については、業界としても一般的な事項として大体3、4%の負担は求めるということになってございまして、中止した場合、あるいは遠方だったものを近くに変更するとかといったようなケースにおいては求められるのが通例になってございます。

中村委員： 学校なのだからまけてくれということはあつてはいけないとは思って聞いているのですけれども、だからそれは契約上明記されてはいないが、通常負担するべきものだから負担しているということなのですか。

江原総務課長： 詳細には確認ができておりませんが、契約に明記されているのではないかと思います。

平川教育長： これは旅行業法で求められているもので、学校が修学旅行とか行く場合、2年前からそこを押さえていますので、3、4%という契約になっています。それは旅行業法で認められているものでございます。

中村委員： はい、分かりました。ありがとうございました。

菅田委員： これは意見なのですが、国との関係もあるのでしょうか、日本は物価が安いということは給料が全然上がっていないということで、民間に合わせて給料をどうかということではなくて、民間側から言うと、公務員の給料が上がるから民間も上げるとなるので、この辺りを少し考えていただいて、特に次世代を育てる教職員の給料は上げていただいて、優秀な人材が来るようにしていかなければいけないと思っております。

小川管理部長： このことにつきましては、地方公務員法の中に給与とか勤務条件については国家公務員及び民間と均衡を取るとというのが法令の条文に定まっていますので、大変ありがたい御指摘ではあるのですが、人事院が全国の民間企業の給与を調査し、休暇制度なども調査した上での勧告を受けての決定という形になっております。

細川委員： 1ページの要求内容の上から三つ目のところなのですが、県立特別支援学校入出力支援装置等整備事業ですけれども、先日、志々田委員と広島中央特別支援学校を学校訪問した折に、視覚障害の児童生徒に対して、この支援装置が一人1台、本当に行き渡っているのかということと、もう一つは、図書室を見せていただいたときに、点字の図書とか浮き上がる機械の読書ができる装置とか、いろいろ見せていただいたのですけれども、数が1台ずつしかなくて、そういうところの整備にもこれに関わっているのか教えてください。

江原総務課長： この度の補正につきましては、もともと一人1台のデジタル機器の整備と一体的に整備することが不可欠な支援装置を以前は整備していったところでもありますけれども、やってみたところ、非常に有効であったということ踏まえまして、学校に要望を取って、必要なものを整備するという状況になってございます。

ただ、一人1台、全てに行き渡っているかどうかというのは、今確認ができておりませんが、必要な数はこの度の補正をもって対応をしている状況でございます。

富永学びの変革推進部長： 今、総務課長の方から説明がありましたとおり、基本的には各学校に調査をかけて要望を出していただいておりますので、一人一人の児童生徒の支援に沿うものだと考えております。

また、今後につきましては、校長の方にヒアリングをしながら、改善策があれば、また考えていきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり承認されました。

報告・協議 1 令和 4 年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、令和 4 年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について、矢原義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

矢原義務教育指導課長： 報告・協議 1 によりまして、令和 4 年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

初めに、資料の説明をいたします。1 ページ目がこの度報告させていただきます、令和 4 年度の選定審議会の委員の選任方針でございます。続きまして、2 ページには、参考として、10 年間の委員の構成表をつけております。網かけをしております年度は来年度と同様の採択を行った年度でございます。続きまして、3 ページ、4 ページには、選定審議会の設置についての法的根拠等をお示ししています。続いて、5 ページには、次年度の教科用図書採択に係る日程をお示ししています。一番上の枠で囲んでいるところが本日のこの教育委員会会議に当たります。6 ページには、参考として、令和 3 年度の広島県教科用図書選定審議会委員をお示ししております。

それでは、説明を始めさせていただきます。資料の 1 ページを御覧ください。来年度の選定審議会の委員の選任に係る方針について御説明いたします。教科用図書選定審議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、毎年度、県教育委員会に置くこととされているものです。

まず、1 の選定審議会における重点審議事項を御覧ください。来年度の選定審議会においては、この 2 点について審議していただくことにしております。来年度は検定済教科用図書についての審議はなく、特別支援学校等で使用する学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書、いわゆる絵本等の一般図書について御審議いただきました。来年度は検定済教科用図書についての審議はなく、特別支援学校等で使用する学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書についてのみ御審議いただきます。これは小学校用及び中学校用の教科書の採択替えは 4 年に 1 回であるのに対し、学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書、いわゆる絵本等の一般図書の採択については毎年行うこととなっているためでございます。

次に、2 の委員の選任に当たっての基本的な考え方を御覧ください。六つの考え方を示しております。これにつきましては昨年度既に、広島県が定める非常勤の特別職等の任免に係る事務取扱要領の一部改正に伴い、文言を整理して、今年度の変更はございません。

次に、3 の委員の構成について御説明いたします。委員の区分につきましては、1 号委員として校長及び教員を、2 号委員として教育委員会関係者を、3 号委員として教育に関し学識経験を有する者を任命することとなっております。この区分は、3 ページの構成の欄に示しましたように、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 9 条に基づいております。

また、委員の定数については、その下にありますように、広島県教科用図書選定審議会委員定数条例により 20 名となっております。1 ページにお戻りください。20 名のその内訳については表のとおりでございます。来年度は、先ほど申し上げたとおり、特別支援学校等で使用する、学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択についての審議が行われることを踏まえ、1 号委員 7 名につきましては、特別支援学校の委員を 3 名としております。また、小・中学校いずれにも特別支援学級がありますので、小・中学校からも各 2 名としております。

今後、慎重に人選を行い、3 月の教育委員会会議では、審議会の委員候補者を提案させていただきます。予定でございます。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続きますので、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(10 : 23)

【非公開審議】

第1号議案 教職員人事について

公立学校教諭のわいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントに係る人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(11 : 06)

広島県教育委員会会議録

令和4年1月14日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和4年1月14日（金） 13：00開会
14：13閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員 なし

3 出席職員

教育次長	濱	本	清	孝
管理部長	小	川	元	史
学びの革新推進部長	富	永	六	郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津	島	伊	保
参与	重	森	栄	理
理事	榊	原	恒	雄
総務課長	江	原		透
秘書広報室長	糸	崎	誠	二
文化財課長	白	井	比	佐雄
乳幼児教育支援センター長	桑	原	智	津子
義務教育指導課長	矢	原	豊	祥
高校教育指導課長	竹	志	幸	洋

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	報告・協議1 「『遊び 学び 育つひろしまっ子！』推進プラン（第2期）」素案について	1
日程第3	第1号議案 令和3年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について	8

平川教育長： ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、細川委員及び志々田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますので、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、表彰者の選考に関する案件でありますから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の令和3年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案を公開しないで審議することといたします。

報告・協議1 「『遊び 学び 育つひろしまっ子!』推進プラン(第2期)」の素案について

平川教育長： それでは、報告・協議1、「『遊び 学び 育つひろしまっ子!』推進プラン(第2期)」の素案について、桑原乳幼児教育支援センター長、説明をお願いいたします。

桑原乳幼児教育支援センター長： 「『遊び 学び 育つひろしまっ子!』推進プラン(第2期)」素案について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。今回の第2期プランは、平成29年2月に県が目指す乳幼児期の教育・保育を実現するための基本的な考え方と取組内容を示した現行プラン策定から5年目を迎えることから、これまでの成果や課題、社会情勢の変化などを踏まえ、見直しを行うものでございます。

2ページを御覧ください。このプランにおける取組の方向としましては、(3)にございますとおり、目指す姿は現行プランと同様、「遊び 学び 育つひろしまっ子!」の実現とし、プランに掲げる五つの力が育まれている年長児の割合を令和8年度には80%とすることを目標としております。

施策体系は、(4)にございますとおり、三つの柱の下、五つの施策としておりますが、第2期プランにおきましては、3ページにお示ししております6項目について、特に強化・拡充することとしており、それを含めた施策全体の構成を4ページ以降の5、施策ごとの目指す姿と具体的取組、指標でお示ししております。

中でもアンダーラインをしておりますものが、先ほど申し上げた第2期プランにおいて特に強化・拡充する取組であり、施策1におきましては、(3)特別な支援や配慮が必要な子供・家庭への支援として、社会福祉士等の資格を有する専門職員を幼稚園や保育所、認定こども園等へ派遣する保育ソーシャルワーカーの育成や配置の充実をはじめ、発達障害又はその疑いのある子供を持つ保護者の具体的な対応方法として開発されたペアレントトレーニングの基本的な知識、スキルを園・所等の保育者が身に付けるための研修を新たに実施いたします。

また、(4)教育・保育の質の評価の促進として、国が要領、指針等で示した幼児期の

終わりまでに育ってほしい姿等を踏まえつつ、教育・保育の質に関する客観的な評価指標等を開発し、園・所等での活用を促すことで、現場の実践の見直しにつなげていきたいと考えております。

施策2、教育・保育を担う人材の確保、資質及び専門性の向上においては、(1)研修の実施等による資質・能力の向上として、幼稚園・保育所等での勤務経験が豊富で専門性の高い幼児教育アドバイザーによる未訪問園・所等への訪問指導に引き続き取り組んでまいります。

5ページを御覧ください。施策3、小学校以降の教育との円滑な接続の推進におきましては、(2)幼保小連携・接続の推進に係る仕組みづくりとして、市町や地域の実情に応じて、連携・接続を円滑に推進していくため、市町に設置する幼保小連絡協議会の仕組みを活用して、子供一人一人に注目した育ちや支援の在り方について、園・所等と小学校とでの共有がより一層進むよう、園・所等から小学校へ送られる指導要録の活用を促すほか、小学校教員等による校区内の園・所等での保育参観や保育体験の拡充を図っていくこととしております。

次に、施策4、家庭教育支援の充実といたしまして、6ページにございますとおり、(1)「遊びは学び」をはじめとした親に伝えたい内容の共感的理解の促進をはじめ、親の力を学び合う学習プログラムやあそびのひろば等の親の育ちを応援する学びの機会の充実、さらに、ひろしま版ネウボラ等の仕組みを活用した、地域における家庭教育支援のための人材育成・体制整備の三つの取組を進めるとともに、施策5としまして、乳幼児教育支援センターを拠点として、質の高い教育・保育の推進に引き続き取り組んでまいります。

続きまして、素案、冊子の本文を御覧ください。表紙の裏に目次がございます。

第2期プランにおきましては、序章でプラン策定の趣旨や位置付け、これまでの5年間での成果をはじめとした本県における乳幼児期の教育・保育の状況、さらに、7ページ以降の第1章におきまして、最初に御説明をいたしましたプランの目指す姿や目指す乳幼児の姿など、基本的な考え方を記載しております。13ページ以降の第2章がこれからの5年間で取り組む施策の具体であり、今期、第2期プランの肝となる部分でございます。

現行プランからの大きな変更点としましては、第2期プランにおいては、目指す乳幼児の姿である「遊び 学び 育つひろしまっ子！」の実現に向けて、計画期間が終了する5年後の目指す姿を施策ごとに設定するとともに、施策の柱ごとに10年先を見据えた姿を整理していること。また、施策ごとにKPI及び参考指標を設定し、PDCAサイクルによるマネジメントを強化することとし、幼児教育の専門家で構成されるアドバイザーボード等において点検、評価を受けながら、必要な改善を図っていくこととしていくこととございます。

27ページを御覧ください。家庭教育支援の充実に関する施策におきまして、子供の健やかな育ちの基盤であり、全ての教育の出発点である家庭においても、乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方が共通認識されるよう、乳幼児の親、家庭に伝えたいことの一例を整理し、これを発信していくこととしております。

また、34ページにおきましては、本プランにおける取組をオール広島県で進めていくよう、家庭、地域、園・所等、小学校、行政など、乳幼児期の教育・保育を担う各主体に期待される基本的な役割について、新たに整理をしております。

最初の資料の7ページに戻っていただきます。スケジュールをお示ししております。以上の素案について、今月中旬から約1か月間、パブリックコメントを実施することとしており、そこで県民の方々からいただきました御意見やアドバイザーボード等の御意見等も踏まえながら、全体をブラッシュアップし、3月の策定を目指して事務を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いたします。

中村委員： 第1期が終わるタイミングというところなのですが、内容を読みますと、第1期の取組の成果が見えてきている、成果が上がってきている内容が多いということで喜ばしいと思います。小学生の問題行動等がだんだん低学年化しているとか、いろいろな課題がある中で、乳幼児期の育ちと学びということがますます重要になってきていると感じる中、この第2期のプランに対する期待も高まってくると思われれます。

そういう中で一つお聞きしたいのは、第1期から園・所が、公立と私立等にかかわらず、全体の園・所のレベルを上げていこうという取組をやっていますよね。この第2期

の計画の中でも新しく保育ソーシャルワーカーを配置するとかという取組をやっているということなのですが、こういった公立、私立の枠を超えた乳幼児、園・所に対する取組というのは、もう今、全国的に見て、一般的になってきているのでしょうか。

桑原乳幼児教育支援センター長：

本県のこの乳幼児教育支援センターが平成30年にできたときには、まだ全国的にも数は少なかったのですが、最近ではやはりこういったところが求められておりますので、国もこういったものをモデル事業にしながら全国的に発信をして、市町単位や県単位という形で、国公私立幼稚園、保育所、認定こども園、その施設類型を問わず、支援をしていくという形で全国的な動きが、今、盛んになってきていると思います。

中村委員：

はい、分かりました。それでは、引き続き本県が先駆的に取り組んでいくということがとても良いことだと思います。

第2期の内容、構成も問題ないと思いますし、KPIを設定するとか、そういった内容も良いと思うのですが、一つ思うのは、コロナの中で2年経ってきているという中で、先日もたまたま公園で若いお母さんが幼児を1人で遊ばせているところを通りかかりました。たまたまなのかもしれませんが、なかなか子供同士で遊ばせる機会も前より少なくなっているかもしれませんし、母親同士のコミュニケーションの減少も長期化しているかもしれないと思います。このプランの中で言いますと、家庭、地域のつながりの中のところで、親に対する啓蒙、情報提供といったところを書いてあるのですが、今後さらに、いかに伝えていくかといった具体策ですよ。このレジュメの方には少し具体的にTikTokとかInstagramという言葉も出てきますが、こういったものを使いながらちゃんと伝えていくということを是非やっていただきたいと思います。子育てについての悩みに応えていく、あるいは本県がまさに進めていきたい、遊びが学びといったところをいかに伝えるかということも具体策になってくると思いますので、こういったSNSを駆使しながらやっていただきたいと思います。

そういう中で、このKPIが遊びの中に学びがあるということを理解している保護者の割合が、5年後は92%となっているのですが、100%というのは子育てに興味がないというような親がいるとしたらなかなか難しいのかもしれませんが、この92という数字に込められた思いみたいなものを教えてもらえればと思います。

桑原乳幼児教育支援センター長：

こちらは令和2年度の現状値が85.8%で、現行プランでの5年間での取組がかなり効果を出しております、この数字も上昇し、今現状、こういう状況にあります。ですが、やはりこのプランの中で掲げている遊びの中に学びがある、遊びは学びという考え方を様々なツールや手段によって保護者の方に理解をしていただいて、目指すところは100%ですが、現状値を見据えると5年後の目指す姿としては一応92%というところを設定させていただいております。県内の園・所等、乳幼児の教育・保育に関わる全ての県民全てがこの考え方を理解して、園・所等で実践されている教育・保育に対しても理解がある。それから、子供を育てる保護者を支えていく地域の方にもこのような形で理解をしていただくとということをとにかく推進していきたいと思っており、現状値を見据えながらこのような形で設定をさせていただいております。

中村委員：

是非お願いしたいと思います。私自身もこの遊びが学びになったということで専門家の講演等もお聞きして、私自身ももっと早く聞いておけば良かったと思うところもありました。ですので、是非多くの保護者の方に理解してもらえるように努力していただきたいと思います。

近藤委員：

20ページの教育・保育を担う人材の確保、資質及び専門性向上のところに参考指標があって、最後の就業保育士数の現状値が1万4,180人、目標値がこれより若干減っている数になっているかと思えます。22ページ(2)の現状・課題・取組の方向を見ると、ひし形の二つ目に、将来的に年少人口の減少による入所児童数の減が見込まれるためという指摘があるので、これが影響しているとは思いますが、そうであれば一つの上の、保育士数は現在増加しているのだけれども、更なる保育士の確保が必要であるところが少しすっきりしないところがあって、更なるというのは今後のニーズに見合ったか、何か表現を少し変えたらしくり落ち着くのではと思いました。

それともう1点、中村委員も言われていたところなのですが、保護者に広く、広島県が考えているところを理解していただけたということがすごく大事なのだと思います。子育てしている身とすると、なかなか立ち止まって考えることができなくて、その機会が生活の中であればいいというのは思うところです。教育委員会の方でも、どうやって伝えていこうかというのを工夫してくださっているのがよく分かって、ショッピングセンターのフードコートなどでも周知されていてなるほどと思ったのですが、

も、一つ思ったのは、よくトイレにDVの相談先の案内とかが出ていますよね。トイレというのはみんなそこでの時間が少しあるので、結構見ているのではないかというのを思ったりしています。

桑原乳幼児教育支援センター長： フードコートにステッカーを貼ったりということはこれまでもやってきているところですが、確かに興味のある、意欲を持って講座に参加する親ばかりではないので、むしろそういう親ではなく、あまり興味を持っていない保護者の方にも少し目にして、「あっ」と思って気付いていただけるような自然とすっと入っていく形でのアプローチも引き続きしていきたいと思います。

菅田委員： 少し教えていただきたいのですが、幼児期の終わりまでに育ててほしい10の姿で、これは文科省とか厚労省から使っているんですけど、その中で協同性というのが、ネットでも見ても分かるのですが、なぜ協調性ではなくて協同性と書かれるのか。これはここで質問するようなことではないのかもしれないのですが、人と同じようなことをしないといけないのにできない子供が、だんだん疎外感を味わうようになることがあると思うのです。ここで質問するのは少しおかしいのですが、逆に志々田先生に聞きたいぐらいなのですが、何で協調ではなくて協同というのでしょうか。

志々田委員： 私ですか。

菅田委員： これを読んでいて、非常に疑問に思ったのです。

志々田委員： 恐らく協同教育という言葉が使われていて、幼児教育の中では、みんなと同じことをするのではなくて、みんなと一緒に仲よく譲ったり譲られたりとか、教えたり教えられたりみたいな、相互の学び合いみたいなものを想定して協同と呼んでいるので、協同という言葉を使っているのだと思います。「きょうどう」には、教育の用語の中でいろいろな字があるのですよね。ここで協同と使っているのは、多分協同教育というのですよね。

桑原乳幼児教育支援センター長： 小学校以降の「きょうどう」では、「働」という字が一般的に使われます。幼児教育の部分で、「働」のときと全然違うのかといったら近いところはあるのですが、幼児教育では「働」ほど、まだ個人の明確な役割がきちんとあった上で一緒にやるという意味ではなくて、今、志々田委員が言われたような、複数の人間、友達と関わり合いながら何かを一緒にやっていったり一緒に遊んだり、そういう力が他者を理解、意識するというか、自分ではない誰かと何かやっていくところを育てていくところがあると聞いております。

菅田委員： だから、協調でもいいわけですよね。協調とは違うのですかね。

桑原乳幼児教育支援センター長： そうですね。

菅田委員： 少し怖いのが、保育士の方とかがこれを読んで、やはりみんなと同じようになってもらわないと困ると逆に誤解してしまわないかということです。ここで言っても文科省に言わないと仕方がない話かもしれないのですが、何か少しこの部分に違和感があるのですよね。

桑原乳幼児教育支援センター長： 他者に合わせてとか相手の気持ちを考えながらということは、もちろん年長児でも十分育ってはきているのですが、ここでいう協同というのは、協調というよりは、先ほど言われたような一緒にというようなところが意味としては強いところですよ。

細川委員： 御説明ありがとうございました。5年前に作ったものからバージョンアップしたような御説明をいただきました。

小・中・高の現状からすると、やはり前の校種がもう少ししっかりやってきてくれれば、自分の今勤務する学校で、育て方もいろいろとこうできる、ああできるということをよく聞いてきたところでもあります。それを思うと、この遊びは学びということを大人側、教員とか保育士の側からすると、幼保小連携をいかにうまくできるかというところが肝のように思うのですが、幼児児童にとっては、こうであればというような道中のことはよく分かるのですが、例えば幼稚園、保育園を卒園、卒所するとき、ゴールがどこにあるのだろうかということを思います。どこまでできたら遊びや学びがちゃんと伝わったかというところが、何%まで行けばというのも分かるのですが、毎年卒園する子供たちがどこまでどうなってほしいというのも、この両者、幼保小が思っていくのかというところが気がかりかなと思いました。先日、ある新聞の雑誌の広告で「おやくそくえほん」というのがあって、ただのしつけのことが書いてあります。遊びは学びに少し関わられるかなと思うのは、例えば自分を好きでいるとか、友達を応援するとか、そういうようなところ、これはしつけで書いてありますが、こちらの方は、遊びは学びというのはしつけではないでしょうから、その辺のラップするところが、保護者の方に

もよく分かるように伝わればなと思いますし、子供もどこまで行けば一応ゴールまでたどりついたと思えるのかというところが、私としては少しもやもやした感じがしたのですけれども、その辺りのところはどういうふうにお考えなのでしょうか。

桑原乳幼児教育支援センター長： 先ほど出していただいた、この素案本体の11ページにお示し、文科省とか国の方でも示されている幼児期の終わりまでに育てほしい姿、10の姿と言われるものがあり、方向性としてはこういった姿が見られることが目標として示されております。では、年長児にこの10の姿が全て見られないと駄目なのかということではなく、やはり子供の育ちというのはかなりむらというか、早い子もいれば10の姿のうち、これとこれはすごく育てているけれども、ここはまだ十分見られないねというようなことがあります。保育士はこういう姿であるとか、その下にある育みたい資質・能力を、日々の教育・保育の中で子供たちの元々持っている力を引き出すような保育環境であるとか、保育内容、教育内容を展開しながら、子供たちが結果として年長児の終わりまでにここまで育てています。当然、そういった内容は、先ほど説明の中でも申し上げた指導要録という形で、園・所からも小学校にきちんと引き継がれるので、小学校の方ではそういったものも参考にしながら、この子はこういったところはもっと力を伸ばしていくような形で授業の中で力を引き出せるような声掛けをしようとか、少し役割をこの子に与えてみたりする形で、そこでの連携をしっかりと幼保と小学校で取っていくことをこの幼保小連携では目指していきたいと思っております。ここまで行ったらとか、ここまで行かないと、ということとはあまり私たちもこうですというものは設けていないということではあります。

細川委員： 分かりました。ありがとうございました。

それから、現場の先生で、たしか彼女は1年間幼稚園で勤務して、彼女の話だと大変よく分かったということをお聞きしたことがあります。この中にも、行き来とか交流もお書きいただいているのですが、1年間は長いにしても、やはり短期ではなくて、お互いに理解したり、いろいろな問題が分かたりするためには、ある程度の期間が必要だと思っておりますが、その辺りのところはいかがですか。

桑原乳幼児教育支援センター長： 今、委員が言われた小学校の教員が1年間、園・所へ行って勤務する長期研修ですけれども、そういった制度もございまして、いろいろな市町の小学校の先生に現在、これまで行っていただいております。1年間研修をやることで、いろいろな子供の育ちを実体験しながら、園・所での教育・保育を肌で感じていただく。それを小学校、地域に持ち帰っていただいて、その市町の中で乳幼児の教育・保育から学んだことをしっかりと展開していただくという形での、ある意味中核となるような人材の育成ということを目的に研修を行っていただいております。来年度からはそれに加えて、現在もやっております幼保小連携協議会、それから小学校が一堂に会して年間で何回か協議を行うような場があるのですけれども、そういった仕組みの中で、ただ机で顔を突き合わせて話すだけではなくて、実際、小学校の先生が校区内の保育園へ行って、実際の幼児教育をしっかりと見ながら、子供たちの日々の姿を見ていただくということに力を入れてやっています。それも、やはり一回だけではなくて、年に何回か行っていただいて、それは管理職やいろいろな立場の先生がその学校の実態に応じて行っていただくようになると思っておりますが、そういったことが促進されていくことで、もう当たり前のように関係も園・所ともできてきますし、子供たちの理解も、今まで小学校の先生たちは何もできない子供たちが入ってくるといった認識をされていたようなところが、こんなことももうできているということが実感できるとも聞いております。ですので、そこを連携していく中でしっかりと小学校の先生たちにも力を付けていくような取組を新たにやっています。

志々田委員： プランの素案、大変だったと思うのですけれども、前回、私がここで指摘したことも直していただき、検討していただいたようでありがとうございました。盛りだくさん感是否めませんけれども、プランですので、大風呂敷を広げて広島県教育委員会はやっていくのだということがよく伝わるプランになっていると思います。

一つ、やはり今回の目玉の一つは、重点事項にもなっていますけれども、教育・保育の質の強化に関する手法をどう開発していくのか、これはどこもまだやっていない、新しい試みだと思います。先ほど協同の話もありましたけど、幼児教育というものの自体が教育行政の中で取り扱うべき内容として入れられたのは、たった20年しか前の話ではないですよ。それ以前は温かく、お母さんのようにみたいな、非常に情緒的なところで幼児教育というのが語られてきたし、また、そういう手法も非常に思想的な背景とかい

ろいろなものがある、なかなか客観性を持った理論として確立ができていない教育の分野の一つだと思っていて、やはり保育士や先生という方たち、それから保護者の皆さんが、共通の言葉とか概念で子供の成長を捉えていくためには、今回提案をされている評価とか指標の在り方が、強制ではないですけれども一つの突破口になっていくのかなと思っ

ているので、ここに期待したいと思っています。
具体的に、誰も専門家がないということではないとは思いますが、誰もが試行錯誤で、国ですら、今、試行錯誤している状況だと思いますが、広島県としてはどうやってこの手法を開発・検証をしていったり、また、ノウハウを広げていったりしようとされているのか教えてください。

桑原乳幼児教育支援センター長： 質の評価に関する手法の開発に関しましては、先ほど御説明した10の姿であるとか、三つの資質・能力であるとか、本県が目指す五つの力、そういったところを意識しながら子供が発達していく道筋のようなものを、国とか他県の事例も参考にしながらそういったものをお示しして、ゴールしか見せないのではなく、その途中の道筋を見せていくことにより、ここがここにつながる、ということで日々成長していることを保育士、園・所の先生方や保護者の方にも実感していただくということが一つ、指標としては考えているところ

です。
もう一つは、園・所がPDCAサイクルを回しながら自分たちがやっている教育・保育の質を高めていっていただくためには、やはり自分たちかやっている教育・保育の内容ややり方、環境などを振り返っていただくための参考になるような指標、必ずそれをやらないと駄目というわけではないですけれども、目指す質を高めていくための参考になるようなものもお示ししていくことが必要だとは考えております。そういったところをアドバイザリーボードの先生方であるとか、国の方でそういった研究を専門にされている先生方のお力もお借りしながら作っていただければと考えております。

志々田委員： 評価指標の狙いというか目指すところと、それをこれまでお世話になってきたアドバイザリーボードの先生方と一緒にこれからも開発していこうと御説明いただいたのだらうと思うのですが、やはり誰もやったことがないものなので、専門家だけではなくて、園・所の先生方だとか、それから学校の先生であるとか、いわゆる実際現場で子供たちを見ておられる方たちとも意見交換ができたり、それから、パブリックコメントみたいな大げさなものではないにしろ、やはり現場と議論との往復の中でしかこういうものは多分納得いくものがないだろうと思います。ですので、広島県のアドバイザリーボードは非常に盛りだくさんで、文科省やよそでも見たことがないようなアドバイザリーボードにはなっていると思うのですが、やはり綿密とか小まめに往復をしながら現場に沿ったものに、ばらばらのものがぐっと重なったものではなくて、道筋のあるものとして議論を重ねて作っていくものとしてこの評価指標ができたなら、多分それは地方発信の新しい幼児教育の在り方として、広島県は胸を張ってこの分野の最先端だと言えるようになると思います。期待していますので、是非頑張ってください。

桑原乳幼児教育支援センター長： 御意見ありがとうございます。確かに実際、指標とかこういったものを開発して、できました、はいやってくださいという形での園・所への展開ではなくて、やはり作ってみてトライしてもらい、また戻して修正していくということを繰り返して、決して押しつけではなく、理解を得ながらという形で進めていこうと思っ

ております。
中村委員： 先ほども御意見申し上げた幼保小連携、幼保小接続というところなのですが、素案の23、24ページに書かれているところで、書いてあることは良いと思うのですが、これも具体策はどうしていくのかということ想像したときに、少しお聞きしたいと思うのですが、幼稚園、保育所それぞれ多分地域性もあると思うのですが、かなり同じ小学校区でも通わせている園・所というのはかなり広がると思うのです。だから、小・中連携に比べると少し複雑なのではないかと想像するのですが、そうした現状があるとした場合に、ここに書いてある幼保小接続カリキュラム、幼保小合同研修、連携担当教員の育成とかということの良いことなのですが、実際に通っている園・所が複数とか、結構ばらばらにある中で、これを具体的にやっていくとなると少し課題があるように思うのですが、そういったところの手応えというか、実際の内容がスムーズに進んでいくのかどうかということですね。さらに言うと、一人一人の子供の育ちと学びをつないでいくという意味でも、そうやって指導要録を受け渡すみたいなことは紙ではできるかもしれませんが、そこを丁寧にやっていくとなると同じような意味で少し大変なのではないかと思うのですが、この辺りはいかがでしょうか。

桑原乳幼児教育支援センター長： 一つの小学校で、小さい町であれば園・所が1、2園しかないのですが、多い

ところでは20以上の幼稚園、保育所から子供たちが入ってくる小学校もあると聞いております。ですので、先ほど申し上げた小学校の教員が、例えば園・所へ行くというのも、子供たちが来る全ての園・所に行くということは現実的にはできないのですけれども、この幼保小連携担当教員の育成・研修など、そういう園・所の先生たちといろいろな研修を積み重ねていく中で、幼児教育・保育、そこで実践されている子供の育ちというものを小学校の教員と共有していただくことで、小学校の教員側の方が、子供たちが小学校へ入ってきた後で、ギャップや不安感を持たないような、教育がつながっているということをしっかり意識していただくことを目的にやっていきますので、なかなか1対1のつながりというのは難しいですけれども、どこの園・所でも目指している子供の育ち、目指しているところはいろいろな特色はあるのですけれども、子供たちの健やかな育ちであるとか、身に付けたい力というのは国で示されているような要領、指針とかで、みんな同じ方向を向いて進められています。それを小学校がしっかり理解をして、小学校教育へいかに円滑につないでいくかということに力を入れてやっていこうと思っております。保護者の方の都合で遠くの園・所へ行っていた子供が突然来ても、その園・所とは連携してないからということがないような形で幼保小連携の教員はしっかり研修を積んでいるところです。

平川教育長： 小学校の方になりますので、本日はコロナの影響で遠隔で聞いていただいておりますけれども、参与、一言お願いします。

重森参与： 指導要録は貰って、先生方がクラス分けや子供の背景とかを見るのにはしっかりと使うのですが、一番大切なのは子供の姿なので、書いてあることよりも、やはりその姿を見ながら子供にどういうふうに対応していくか、どういうクラスづくりをしていくか、クラス分けをするかということの土台には、一つに指導要録は活用しているのもあります。あとは、先ほど乳幼児教育支援センター長が言いましたように、私も前の学校のときに協議会をやっていたときに、実際、校長としても園の方に担当者と一緒に行って見ました。子供の姿を実際に見て、そのときには子供の様子をしっかりと、この子とこの子、こんな様子ですよということを書いたものも含めながら見せていただきました。それを1回とか2回とか、協議会のメンバーとかで行って見て実際に持ち帰り、学校の中でできることとか、いろいろなことをやっておりました。そういった意味でいうと、今、我々がやろうとしていることについては、実はすごく妥当なことというか、計画的に連携ができればすごく良いと思っております。

中村委員： この方向性で成果を上げていけるという思いがちゃんとあるということを知りましたので、是非そのようによろしく願いいたします。

菅田委員： 関連したことなのですけれども、感覚的に幼稚園、保育所は小・中・高と比べて私立の割合が高いと思うのですけれども、先ほどの幼保小連携では私立の方にも派遣されているのですか。

桑原乳幼児教育支援センター長： はい。実際、その幼保小連携協議会という組織には、幼稚園も保育所も、私立ももちろん入っております。

菅田委員： なかなか私立の中には独自性を保とうとされているところもあるかと思うのですけれども、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進検討会議委員の中にも私立の保育園の理事長も入っていらっしゃるの、とにかく私立の方との連携もますます気を付けていただけていただければと思います。

桑原乳幼児教育支援センター長： 県内に1,000を少し超えるぐらいの園・所がありますが、その7割弱が私立となっております。やはり私立が多いので、そこも含めて、施設類型にかかわらず、乳幼児教育支援センターでしっかり子供たちの育ちと、乳幼児期の教育・保育の質の向上に向けた取組を進めていきたいと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

【非公開審議】

第1号議案 令和3年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について

令和3年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14 : 13)